

平成22年第2回区議会定例会 提出議案

◆予算案2件

- ◎平成22年度補正予算
- 平成22年度新宿区一般会計補正予算(第2号)
- 平成22年度新宿区一般会計補正予算(第3号)

◆条例案15件

- ◎一部改正の条例
- 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区特別区税条例の一部を改正する条例
- 新宿区立地域交流館条例の一部を改正する条例
- 新宿区立児童館条例の一部を改正する条例
- 新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 新宿区助産の実施又は母子保護の実施に係る費用徴収条例の一部を改正する条例

区長が提出した議案は次のとおりです。
【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階)
☎(5273) 3505へ。

- 新宿区保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例
- 新宿区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区立図書館条例の一部を改正する条例

◆その他2件

- 新宿区立四谷保育園等改修工事請負契約
- 新宿区同報系防災無線デジタル化工事請負契約

※議案を追加する場合もあります。

【対象】特別区民税・都民税をお支払いが遅れている方。納付も受け付けます。	【会場・問合せ】税務課納税係(本庁舎6階) ☎(5273) 4508・4509・4538へ。
※当時は区役所本庁舎夜間通用口(建物裏側地下1階)をご利用ください。車いすをご使用の方は、事前にご連絡ください。	※休日納税相談は、今後9月まで毎月1回実施する予定です。

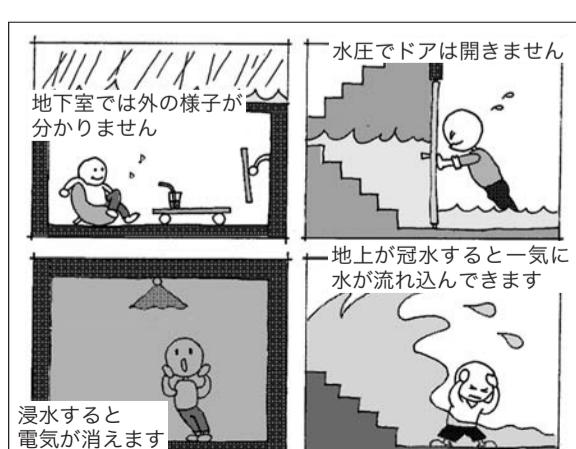
22年度の 老齢基礎年金額は 79万2,100円

老齢基礎年金額は、年額79万2,100円、月額6万6,008円(40年間保険料を全額納付した場合)で21年度と同額です。

【問合せ】新宿年金事務所
☎(5285) 8611、区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273) 4532へ。

年金の種類	22年4月からの年金額
老齢基礎年金	792,100円(月額66,008円)
障害基礎年金	1級 990,100円(月額82,508円) 2級 792,100円(月額66,008円)
遺族基礎年金(基本)	792,100円(月額66,008円)
子の加算額	第1子・第2子 227,900円(月額18,992円) 第3子以降 75,900円(月額6,325円)
老齢年金	10年年金 481,300円(月額40,108円) 5年年金 409,600円(月額34,133円)
障害年金	1級 990,100円(月額82,508円) 2級 792,100円(月額66,008円)
母子年金(基本)	792,100円(月額66,008円)
子の加算額	第1子・第2子 227,900円(月額18,992円) 第3子以降 75,900円(月額6,325円)
老齢福祉年金	405,800円(月額33,817円)

梅雨に備え地下室・半地下室のある 建築物・がけのチェックを 浸水の危険があるときは早めに避難を



●集中豪雨により地下室で死亡事故も起きています

豪雨時には、冠水した地上の水が地下室・半地下室へ急激に流れ込んだり、浸水による水圧で扉が開かないこともあります(左図)。

●がけ(擁壁)は日ごろから点検を

擁壁に膨らみはないか・ひび割れ等はないか・石積み等に違はないか・石積み等のすき間から泥水は流れ出でていないか点検してください。

【問合せ】建築指導課構造設備係(本庁舎8階) ☎(5273) 3745へ。

区と新宿区商店会連合会では、地域の消費拡大と商店街活性化のため、総額3千万円の景品が当たるキヤンペーンセールを実施しています。

【実施店舗】区内約4千店。参加店には新宿応援セールのポスター(左図)がはってあります。

【景品】6月15日(火)まで、商品の購入やサービスの利用500円ごとに、スクランチくじ方式の抽選券を1枚配布(1回に付き10枚まで。配布は抽選券がなくなり次第終了しています。)くじを削つて300円または100円の当たりが出たら、同額の金券として6月30日(木)まで参加店で利用できます。当たる場合は300円が2万本、100円が24万本です。

【問合せ】産業振興課産業振興係 ☎(3344) 0701、新宿区商店会連合会事務局 ☎(3344) 3130へ。

国民健康保険料の納入通知書をお送りします

平成22年度分の納入通知書を、6月16日(水)に発送します。6月24日(木)までに届かない方はご連絡ください。

◎1年分の保険料を、6月1~23年3月の10期に分けてあります。

◎保険料は「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分(40歳~64歳の方)」の合計です。それぞれ「均等割額」と22年度住民税を基に計算する「所得割額」があります。

保険料の計算方法は、納入通知書・同封の案内をご覧ください。

◎21年分の収入の申告(所得税・住民税の申告)が遅れた方、新宿区外で課税されている方、税申告をしていない方は、均等割額だけの納入通知書をお送りする場合があります。

22年度の住民税額が分かり次第、あらためて所得割額を含めた保険料を通知します。税申告をしていない方は、お早めに申告してください。

※平成22年度の保険料から、倒産・解雇等で自分の意思に関係なく失

月の10期に分けてあります。

◎保険料は「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分(40歳~64歳の方)」の合計です。それぞれ「均等割額」と22年度住民税を基に計算する「所得割額」があります。

保険料のお支払いは

●口座振替(自動払込)の

ご利用を

保険料のお支払いに口座振替(自動払込)を利用すると、納め忘れがない便利です。通知書に同封した「預金

口座振替(自動払込)依頼書」に記入

・押印の上、医療保険年金課国保取

納係へ郵送、または銀行、都内の信

金庫・信用組合、ゆうちょ銀行(郵便

局)へお持ちください。1~2か月後

に、口座振替(自動払込)開始月をお

知らせします。振替(払込)日は、納

期月の末日(金融機関の休業日に當たるときは翌営業日)です。

●納付書でのお支払い

納期限は納期月の末日(金融機関

の休業日に当たるときは翌営業日)

です。納入通知書に、1年分の一括納

月の10期に分けてあります。

◎保険料は「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分(40歳~64歳の方)」の合計です。それぞれ「均等割額」と22年度住民税を基に計算する「所得割額」があります。

保険料のお支払いは

●口座振替(自動払込)の

ご利用を

保険料のお支払いに口座振替(自動払込)を利用すると、納め忘れがない便利です。通知書に同封した「預金

口座振替(自動払込)依頼書」に記入

・押印の上、医療保険年金課国保取

納係へ郵送、または銀行、都内の信

金庫・信用組合、ゆうちょ銀行(郵便

局)へお持ちください。1~2か月後

に、口座振替(自動払込)開始月をお

知らせします。振替(払込)日は、納

期月の末日(金融機関の休業日に當たるときは翌営業日)です。

●年金からの引き落とし

次のすべてに該当する世帯主の方

は、原則として保険料は年金からの

引き落とし(特別徴収)になります。

▼世帯の国民健康保険加入者全員が

引け落とし(特別徴収)になります。

▼世帯の国民健康保険加入者全員が

引け落とし(特別徴収)になります。

▼現行口座振替(自動払込)で支払

ています。

▼住所地特例対象施設(区外の介護

老人福祉施設など)に入所・居住して

いるか、今後口座振替(自動払込)

に変更する

▼年金額と保険料を比較して年金か

らの引き落としが中止になつた(毎

年)引け落としが中止になつた世帯には

年金額と保険料を比較して年金か

らの引き落としが中止になつた(毎